

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア. 学則変更（収容定員変更）の内容

既存の政策研究科博士課程の収容定員を 60 名（入学定員 20 名×3 年）から 18 名（入学定員 6 名×3 年）に変更する。減員分を大学院全体での収容定員を増減することなく、既存の商学研究科の収容定員を 60 名（入学定員 30 名×2 年）から 102 名（入学定員 51 名×2 年）に変更する。

		政策研究科博士課程			商学研究科修士課程		
		現行	変更後	差異	現行	変更後	差異
入学定員	1 年	20 名	6 名	-14 名	30 名	51 名	+21 名
	2 年	20 名	6 名	-14 名	30 名	51 名	+21 名
	3 年	20 名	6 名	-14 名			
収容定員		60 名	18 名	-42 名	60 名	102 名	+42 名

イ. 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学は令和 10（2028）年度に創立 100 周年を迎える。この大きな節目に向けて、あらためて大学院教育のあり方等について再検討を行った。まず、政策研究科博士課程においては、近年の学生募集の状況を鑑み、収容定員を維持することが困難になっており、実情にあわせた適切な収容定員に変更し、教育・研究体制の実質化を図ることが必要と考えた。

一方、商学研究科修士課程については、中小企業診断士登録養成課程への進学希望者が増加している。特に学外からの社会人進学者だけでなく、学部において中小企業診断士第一次国家試験合格者の輩出も年々増加しており、修士課程に進み中小企業診断士登録養成課程で、中小企業経営管理の知見を深めるとともに診断スキルの向上を目指し大学院進学者も増加している。中小企業経営管理の領域での新たな形の学部・大学院連携教育が実践されている。あわせて従来からの税理士志望者の受入れや学内からの大学院進学者増加に力を入れていくことから、政策研究科博士課程の定員を減員する分を有効活用するため、商学研究科修士課程の定員を増員することとし、収容定員の変更を行うこととした。

ウ. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

収容定員を変更する「商学研究科商学専攻修士課程」には、履修上の区分として既に「商学コース」、「経済学コース」、「政策情報学コース」の 3 つのコースが存在するが、今回、これまでコース共通のプログラムとしていた「中小企業診断士養成プログラム」を「中小企業診断士登録養成課程」と改め、新たな履修上のコースと

して「中小企業経営管理コース」を設ける。「中小企業経営管理コース」には、以下の通り学位を授与する。

研究科名称 商学研究科 Graduate School of Commerce
専攻の名称 商学専攻 Majored in Commerce
コースの名称 中小企業経営管理コース
学位の名称 修士（経営管理） Master of Business Administration

なお、既存の商学研究科修士課程の「商学コース」、「経済学コース」、「政策情報学コース」の3コースについては、従前と教育課程等の変更はない。また、新設の「中小企業経営管理コース」の教育課程（カリキュラム）は、「中小企業診断士登録養成課程」の教育課程（カリキュラム）とし、変更前の「中小企業診断士養成プログラム」と同等の内容を担保する。

「政策研究科政策専攻博士課程」については、教育課程等の変更は行わず、従来と同等の内容を担保する。